

令和6年3月越前町議会定例会

(第3号)

令和6年3月12日

目 次

第3号（3月12日）

○出席議員及び欠席議員氏名	1
○会議録署名議員の氏名	1
○職務のために議場に出席した者の職氏名	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○議事日程	2
○開 議	5
○報告第1号（質疑）	5
○報告第2号（質疑）	5
○報告第3号（質疑）	5
○承認第1号（質疑、討論、採決）	5
○承認第2号（質疑、討論、採決）	6
○承認第3号（質疑、討論、採決）	6
○議案第1号（質疑、討論、採決）	7
○議案第2号（質疑、討論、採決）	7
○議案第3号（質疑、討論、採決）	8
○議案第4号（質疑、討論、採決）	8
○議案第5号（質疑、討論、採決）	9
○議案第6号（質疑、討論、採決）	9
○議案第7号（質疑、討論、採決）	10
○議案第8号（質疑、討論、採決）	10
○議案第9号（質疑、討論、採決）	11
○議案第10号（質疑、討論、採決）	11
○議案第11号（質疑、討論、採決）	11
○議案第12号（質疑、討論、採決）	12
○議案第13号（質疑、討論、採決）	12
○議案第14号（質疑、討論、採決）	13
○議案第15号（質疑、討論、採決）	13
○議案第16号（質疑、討論、採決）	14

○議案第 17 号（質疑、討論、採決）	14
○議案第 18 号（質疑、討論、採決）	15
○議案第 19 号（質疑、討論、採決）	15
○議案第 20 号（質疑、討論、採決）	16
○議案第 21 号（質疑、討論、採決）	16
○議案第 22 号（質疑、討論、採決）	16
○議案第 23 号（質疑、討論、採決）	17
○議案第 24 号（質疑、討論、採決）	17
○議案第 25 号（質疑、討論、採決）	18
○議案第 26 号（質疑、討論、採決）	18
○議案第 27 号（質疑、討論、採決）	19
○議案第 28 号（質疑、討論、採決）	19
○発議第 1 号（説明、質疑、討論、採決）	20
○発議第 2 号及び発議第 3 号（説明、質疑、討論、採決）	20
○議案第 29 号（説明）	22
○議案第 30 号から議案第 35 号まで（説明）	28
○議案第 36 号から議案第 38 号まで（説明）	29
○散 会	31

出席議員及び欠席議員氏名

議席番号	氏名	出席	欠席	摘要
1	小松 高宏	○		
3	吉田 憲行	○		
4	石田 和朗	○		
5	長谷川 眞恵	○		
6	中西 清	○		
7	高田 浩樹	○		
8	藤野 菊信	○		
9	米沢 康彦	○		
10	佐々木 一郎	○		
11	伊部 良美		○	
12	笠原 秀樹	○		
13	木村 繁	○		
14	北島 忠幸	○		

会議録署名議員の氏名

6 番議員	中西 清	7 番議員	高田 浩樹
-------	------	-------	-------

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	石田 和也	事務局次長	岡田 寿子
事務局書記	安井 正樹		

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	青柳 良彦	副 町 長	細井 秀之
教 育 長	出口 俊一	総務理事	菅原 辰彦
民生理事	山口 隆司	産業理事	原 雅哉
建設理事	水島 博之	会計管理者	佐々木 直人
教育委員会事務局長	高木 剛彦		

令和6年3月越前町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和6年3月12日（火）

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について） |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について） |
| 日程第 4 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町一般会計補正予算（第15号）） |
| 日程第 5 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町一般会計補正予算（第16号）） |
| 日程第 6 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて（越前町手数料徴収条例の一部改正について） |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 越前町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び越前町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 越前町監査委員条例及び越前町国民健康保険織田病院の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 越前町個人番号の利用に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 越前町防犯隊設置条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 越前町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 | 越前町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 8 号 | 越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 9 号 | 越前町漁港管理条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 議案第 10 号 | 悠久ロマンの杜条例の一部改正について |

- 日程第 17 議案第 11 号 越前町営住宅条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 12 号 越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 13 号 越前町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 14 号 越前町立学校条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 15 号 越前町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の廃止について
- 日程第 22 議案第 16 号 越前町織田交流館・雨田光平記念館条例の廃止について
- 日程第 23 議案第 17 号 公の施設の指定管理者の指定について（越前町老人福祉センター「幸若苑」及び越前町老人憩いの家「陶寿園」）
- 日程第 24 議案第 18 号 町道路線の認定について
- 日程第 25 議案第 19 号 令和 5 年度越前町一般会計補正予算（第 17 号）
- 日程第 26 議案第 20 号 令和 5 年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 議案第 21 号 令和 5 年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 28 議案第 22 号 令和 5 年度越前町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 議案第 23 号 令和 5 年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 30 議案第 24 号 令和 5 年度越前町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 31 議案第 25 号 令和 5 年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 32 議案第 26 号 令和 5 年度越前町温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 33 議案第 27 号 令和 5 年度越前町上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 34 議案第 28 号 令和 5 年度越前町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 35 発議第 1 号 越前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

- 日程第 3 6 発議第 2 号 越前町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 3 7 発議第 3 号 越前町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 3 8 議案第 2 9 号 令和 6 年度越前町一般会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 0 号 令和 6 年度越前町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 1 号 令和 6 年度越前町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 2 号 令和 6 年度越前町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 3 号 令和 6 年度越前町温泉事業特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 4 号 令和 6 年度越前町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 3 5 号 令和 6 年度越前町土地地区画整理事業特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 3 6 号 令和 6 年度越前町水道事業会計予算
- 日程第 4 6 議案第 3 7 号 令和 6 年度越前町下水道事業会計予算
- 日程第 4 7 議案第 3 8 号 令和 6 年度越前町国民健康保険病院事業会計予算

開議 午前10時00分

○議長（佐々木一郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。なお、伊部良美君から欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

○議長（佐々木一郎君） 日程第1 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

これから報告第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を終わります。

日程第2 報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

○議長（佐々木一郎君） 日程第2 報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

これから報告第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を終わります。

日程第3 報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

○議長（佐々木一郎君） 日程第3 報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

これから報告第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を終わります。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町一般会計補正予算（第15号））

○議長（佐々木一郎君） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度越前町一般会計補正予算（第15号））を議題といたします。

これから承認第1号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 質疑なしと認めます。
これから承認第1号の討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 討論なしと認めます。
これから承認第1号を採決します。
お諮りします。
本案は報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(佐々木一郎君) 起立全員です。
よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度越前町一般会計補正予算(第15号))は承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度越前町一般会計補正予算(第16号))

○議長(佐々木一郎君) 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度越前町一般会計補正予算(第16号))を議題といたします。
これから承認第2号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 質疑なしと認めます。
これから承認第2号の討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 討論なしと認めます。
これから承認第2号を採決します。
お諮りします。
本案は報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(佐々木一郎君) 起立全員です。
よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度越前町一般会計補正予算(第16号))は承認することに決定しました。

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(越前町手数料徴収条例の一部改正について)

○議長(佐々木一郎君) 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(越前町手数料徴収条例の一部改正について)を議題といたします。
これから承認第3号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。
これから承認第３号の討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。
これから承認第３号を採決します。
お諮りします。
本案は報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。
よって、承認第３号 専決処分の承認を求めることについて（越前町手数料徴収
条例の一部改正について）は承認することに決定しました。

日程第７ 議案第１号 越前町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（佐々木一郎君） 日程第７ 議案第１号 越前町一般職の職員の給与に関する条
例の一部改正についてを議題といたします。
これから議案第１号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。
これから議案第１号の討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第１号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。
よって、議案第１号 越前町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につい
ては原案のとおり可決されました。

日程第８ 議案第２号 越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び 越前町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（佐々木一郎君） 日程第８ 議案第２号 越前町会計年度任用職員の給与及び費
用弁償に関する条例及び越前町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につい
てを議題といたします。
これから議案第２号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。
これから議案第２号の討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(佐々木一郎君) 起立全員です。

よって、議案第2号 越前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び越前町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 越前町監査委員条例及び越前町国民健康保険織田病院の設置等に関する条例の一部改正について

○議長(佐々木一郎君) 日程第9 議案第3号 越前町監査委員条例及び越前町国民健康保険織田病院の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 質疑なしと認めます。

これから議案第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(佐々木一郎君) 起立全員です。

よって、議案第3号 越前町監査委員条例及び越前町国民健康保険織田病院の設置等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 越前町個人番号の利用に関する条例の一部改正について

○議長(佐々木一郎君) 日程第10 議案第4号 越前町個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第4号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 質疑なしと認めます。

これから議案第4号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(佐々木一郎君) 起立全員です。

よって、議案第4号 越前町個人番号の利用に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号 越前町防犯隊設置条例の一部改正について

○議長(佐々木一郎君) 日程第11 議案第5号 越前町防犯隊設置条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第5号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 質疑なしと認めます。

これから議案第5号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(佐々木一郎君) 起立全員です。

よって、議案第5号 越前町防犯隊設置条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号 越前町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

○議長(佐々木一郎君) 日程第12 議案第6号 越前町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第6号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 質疑なしと認めます。

これから議案第6号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(佐々木一郎君) 起立全員です。

よって、議案第6号 越前町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 越前町介護保険条例の一部改正について

○議長（佐々木一郎君） 日程第13 議案第7号 越前町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第7号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。

これから議案第7号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。

よって、議案第7号 越前町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第8号 越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○議長（佐々木一郎君） 日程第14 議案第8号 越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第8号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。

これから議案第8号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。

よって、議案第8号 越前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第１５ 議案第９号 越前町漁港管理条例の一部改正について

- 議長（佐々木一郎君） 日程第１５ 議案第９号 越前町漁港管理条例の一部改正についてを議題といたします。
これから議案第９号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
- 議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。
これから議案第９号の討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
- 議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第９号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（佐々木一郎君） 起立全員です。
よって、議案第９号 越前町漁港管理条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第１６ 議案第１０号 悠久ロマンの杜条例の一部改正について

- 議長（佐々木一郎君） 日程第１６ 議案第１０号 悠久ロマンの杜条例の一部改正についてを議題といたします。
これから議案第１０号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
- 議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。
これから議案第１０号の討論を行います。
討論はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
- 議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第１０号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（佐々木一郎君） 起立全員です。
よって、議案第１０号 悠久ロマンの杜条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第１７ 議案第１１号 越前町営住宅条例の一部改正について

- 議長（佐々木一郎君） 日程第１７ 議案第１１号 越前町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第１１号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。

これから議案第１１号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第１１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。

よって、議案第１１号 越前町営住宅条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第１８ 議案第１２号 越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例の一部改正について

○議長（佐々木一郎君） 日程第１８ 議案第１２号 越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第１２号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。

これから議案第１２号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第１２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。

よって、議案第１２号 越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第１９ 議案第１３号 越前町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（佐々木一郎君） 日程第１９ 議案第１３号 越前町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第１３号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。

これから議案第１３号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第１３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。

よって、議案第１３号 越前町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第２０ 議案第１４号 越前町立学校条例の一部改正について

○議長（佐々木一郎君） 日程第２０ 議案第１４号 越前町立学校条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第１４号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。

これから議案第１４号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第１４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。

よって、議案第１４号 越前町立学校条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第２１ 議案第１５号 越前町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の廃止について

○議長（佐々木一郎君） 日程第２１ 議案第１５号 越前町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の廃止についてを議題といたします。

これから議案第１５号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。

これから議案第１５号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第１５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(佐々木一郎君) 起立全員です。

よって、議案第１５号 越前町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第２２ 議案第１６号 越前町織田交流館・雨田光平記念館条例の廃止について

○議長(佐々木一郎君) 日程第２２ 議案第１６号 越前町織田交流館・雨田光平記念館条例の廃止についてを議題といたします。

これから議案第１６号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 質疑なしと認めます。

これから議案第１６号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第１６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(佐々木一郎君) 起立全員です。

よって、議案第１６号 越前町織田交流館・雨田光平記念館条例の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第２３ 議案第１７号 公の施設の指定管理者の指定について(越前町老人福祉センター「幸若苑」及び越前町老人憩いの家「陶寿園」)

○議長(佐々木一郎君) 日程第２３ 議案第１７号 公の施設の指定管理者の指定について(越前町老人福祉センター「幸若苑」及び越前町老人憩いの家「陶寿園」)を議題といたします。

これから議案第１７号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 質疑なしと認めます。

これから議案第１７号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第１７号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(佐々木一郎君) 起立全員です。

よって、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について(越前町老人福祉センター「幸若苑」及び越前町老人憩いの家「陶寿園」)は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第18号 町道路線の認定について

○議長(佐々木一郎君) 日程第24 議案第18号 町道路線の認定についてを議題といたします。

これから議案第18号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 質疑なしと認めます。

これから議案第18号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(佐々木一郎君) 起立全員です。

よって、議案第18号 町道路線の認定については原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第19号 令和5年度越前町一般会計補正予算(第17号)

○議長(佐々木一郎君) 日程第25 議案第19号 令和5年度越前町一般会計補正予算(第17号)を議題とします。

これから議案第19号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 質疑なしと認めます。

これから議案第19号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(佐々木一郎君) 起立全員です。

よって、議案第19号 令和5年度越前町一般会計補正予算(第17号)は原案のとおり可決されました。

日程第２６ 議案第２０号 令和５年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（佐々木一郎君） 日程第２６ 議案第２０号 令和５年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これから議案第２０号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。

これから議案第２０号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第２０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。

よって、議案第２０号 令和５年度越前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

日程第２７ 議案第２１号 令和５年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（佐々木一郎君） 日程第２７ 議案第２１号 令和５年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

これから議案第２１号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。

これから議案第２１号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第２１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。

よって、議案第２１号 令和５年度越前町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

日程第２８ 議案第２２号 令和５年度越前町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（佐々木一郎君） 日程第２８ 議案第２２号 令和５年度越前町後期高齢者医療

事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これから議案第２２号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。

これから議案第２２号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第２２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。

よって、議案第２２号 令和５年度越前町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

日程第２９ 議案第２３号 令和５年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）

○議長（佐々木一郎君） 日程第２９ 議案第２３号 令和５年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）を議題といたします。

これから議案第２３号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。

これから議案第２３号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第２３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。

よって、議案第２３号 令和５年度越前町簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）は原案のとおり可決されました。

日程第３０ 議案第２４号 令和５年度越前町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

○議長（佐々木一郎君） 日程第３０ 議案第２４号 令和５年度越前町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

これから議案第２４号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。
これから議案第２４号の討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第２４号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。
よって、議案第２４号 令和５年度越前町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）は原案のとおり可決されました。

日程第３１ 議案第２５号 令和５年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第４号）

○議長（佐々木一郎君） 日程第３１ 議案第２５号 令和５年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。
これから議案第２５号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。
これから議案第２５号の討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第２５号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。
よって、議案第２５号 令和５年度越前町集落排水事業特別会計補正予算（第４号）は原案のとおり可決されました。

日程第３２ 議案第２６号 令和５年度越前町温泉事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（佐々木一郎君） 日程第３２ 議案第２６号 令和５年度越前町温泉事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。
これから議案第２６号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。
これから議案第２６号の討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(佐々木一郎君) 起立全員です。

よって、議案第26号 令和5年度越前町温泉事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第27号 令和5年度越前町上水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(佐々木一郎君) 日程第33 議案第27号 令和5年度越前町上水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これから議案第27号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 質疑なしと認めます。

これから議案第27号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(佐々木一郎君) 起立全員です。

よって、議案第27号 令和5年度越前町上水道事業会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第28号 令和5年度越前町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)

○議長(佐々木一郎君) 日程第34 議案第28号 令和5年度越前町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これから議案第28号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 質疑なしと認めます。

これから議案第28号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。

よって、議案第28号 令和5年度越前町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第35 発議第1号 越前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（佐々木一郎君） 日程第35 発議第1号 越前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

（職員朗読）

○議長（佐々木一郎君） 本案について、提出者の説明を求めます。

木村 繁君。

13番（木村 繁君）登壇

○13番（木村 繁君） 発議第1号 越前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての提案理由を説明いたします。

地方自治法の一部が改正され、議会の議員に係る議員の請負の定義の明確化と議員個人の請負の規制が緩和されたことに伴い、請負の状況を公表することにより請負の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、条例を制定する案を提出するものです。

議員各位におかれましては、趣旨をご理解の上、ご賛同を賜りますようお願いいたします。

以上、説明といたします。

○議長（佐々木一郎君） これから発議第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。

よって、発議第1号 越前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第36 発議第2号 越前町議会会議規則の一部改正について

日程第37 発議第3号 越前町議会委員会条例の一部改正について

○議長（佐々木一郎君） 日程第36 発議第2号 越前町議会会議規則の一部改正について、日程第37 発議第3号 越前町議会委員会条例の一部改正についての2議案を一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

（職員朗読）

○議長（佐々木一郎君） 本案について、提出者の説明を求めます。

木村 繁君。

13番（木村 繁君）登壇

○13番（木村 繁君） 発議第2号 越前町議会会議規則の一部改正について及び発議第3号 越前町議会委員会条例の一部改正についての提案理由を説明いたします。

まず、会議規則の一部改正につきましては、令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続きのオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし、所要の整理を行うため、規則の一部を改正する案を提出するものです。

次に、委員会条例の一部改正につきましても、令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続きのオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うため、条例の一部を改正する案を提出するものです。

議員各位におかれましては、趣旨をご理解の上、ご賛同を賜りますようお願いいたします。

以上、説明といたします。

○議長（佐々木一郎君） これから発議第2号、発議第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。

よって、発議第2号 越前町議会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（佐々木一郎君） 起立全員です。

よって、発議第3号 越前町議会委員会条例の一部改正については原案のとおり

可決されました。

日程第 38 議案第 29 号 令和 6 年度越前町一般会計予算

○議長（佐々木一郎君） 日程第 38 議案第 29 号 令和 6 年度越前町一般会計予算を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 議案第 29 号 令和 6 年度越前町一般会計予算の提案理由を申し上げます。

昨年 5 月より新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したことを受け、経済・社会活動の正常化が進む中、景気の穏やかな回復傾向が続いています。また、北陸新幹線開業を間近に控え、観光やビジネスの可能性が大きく広がることから、これを町内の活性化につなげ、持続化していくことが重要と考えています。

一方で、原油価格、物価高騰の長期化が町民生活に大きな影響を及ぼしており、活力低下が懸念されることに加え、少子高齢化や人口減少をはじめとする社会構造の変化など、深刻化する諸問題に対応していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、令和 6 年度は第 2 次総合振興計画後期計画の 4 年目であり、計画に掲げる取組みをより一層推進するとともに、併せて当町が合併後 20 年という節目を迎えることから、令和 6 年度予算は未来に輝く越前町のさらなる躍進に向けた予算として、町民ニーズに即した各種施策を力強く推進することといたしました。

その中で、重点的な施策として、振興計画の 4 つのリーディングプロジェクトに基づく移住・定住の促進や子育て包括的支援、学校教育、スポーツ環境の整備のほか、地域産業の振興と担い手の育成や観光産業の活性化、災害に備えた防災・減災対策など、安心して魅力あるまちづくりに向け、戦略的に展開する予算といたしました。

具体的には、歳出予算では、朝日地区のコミュニティ活動の拠点となる地域交流施設整備事業や悠久ロマンの杜の整備事業を行うほか、ふるさと納税額の増加に伴う関連経費や児童手当の拡充、子ども医療費の助成、低所得世帯等への給付金の支給に加え、木造住宅の耐震化支援や奨学金の返還支援、学校給食費の完全無償化など、真に必要な財政需要に対応してまいります。

歳入予算では、固定資産税の評価替えにより町税は減収が見込まれる一方で、地方交付税については国の地方財政計画を踏まえ、増額を見込みました。国庫支出金も増額を見込み、ふるさと再生寄附金については、実績に基づき例年より大きく見込んでいます。町債についても、交付税措置のある有利な町債の活用に努め、財政調整基金及び主要基金を一部取り崩して必要な財源の確保を図り、予算を編成いたしました。

これまで一貫して取り組んできた「人にやさしく地域にやさしいまちづくり」を着実に進めていくため、また、私の任期最終年度であることから、この予算により快適で住みやすく、誰もが豊かさを実感できるまちを実現していきたいと考えております。

この結果、一般会計の予算額は 144 億 6,000 万円で、前年度より 21 億 5,000 万円、17.5%の増となり、過去 2 番目の予算規模となりました。

また、特別会計の予算額については、簡易水道事業、公共下水道事業及び集落排水事業の特別会計について地方公営企業法を適用し、事業会計へ移行することに伴い、これらを除いた国民健康保険事業特別会計のほか、５つの特別会計を合わせて５０億３，２９５万２，０００円で、前年度より１１億６，８４８万円、１８．８％の減となりました。

次に、事業会計の予算額は、水道事業、下水道事業及び国民健康保険病院事業会計を合わせて２６億５，２７９万３，０００円で、前年度より１９億１，２４２万円、２５８．３％の増となりました。

全会計の予算総額は２２１億４，５７４万５，０００円で、昨年度より２８億９，３９４万円、１５．０％の増となりました。

それでは、一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出の性質別構成では、義務的経費につきましては５７億５，３７９万５，０００円で、前年度より１億８，７４８万２，０００円、３．４％の増となりました。これは人事院勧告に基づく職員の給与改定や会計年度任用職員の処遇改善により人件費が増加したことに加えて、児童手当の拡充や低所得世帯等への支援及び障害者福祉サービス費の続伸に伴い、扶助費が増加したことによるものです。

投資的経費につきましては、１４億６，９０２万４，０００円で、前年度より７億６，２０６万６，０００円、１０７．８％の大幅な増となりました。これは地域交流施設整備事業に係る建設工事費や悠久ロマンの杜の整備事業費及び社会資本整備総合交付金事業の町道改良工事費などの計上が主な要因です。

その他の経費につきましても７２億３，７１８万１，０００円で、前年度より１２億４５万２，０００円、１９．９％の大幅な増となりました。これは、物件費において国が進める自治体システムの標準化義務や丹南広域組合負担金などの補助費等、及び積立金ではふるさと再生寄附金の基金積立て分の増加を見込んだことによるものです。

次に、予算の主な内容を歳出から申し上げます。

まず、議会費では、議会費に議員報酬、議員期末手当、議員共済費及び議員研修費や手話通訳者謝礼などの議会運営費を計上いたしました。

次に、総務費では、総務管理費の一般管理費に合併２０周年記念事業の開催費及び職員研修厚生費や総合賠償補償保険などの各種負担金を計上いたしました。

文書広報費には、文書法規管理費に加え、広報えちぜんの発行経費及びこしの都ネットワークの行政情報番組制作放送など、町政情報の広報費を計上いたしました。

財産管理費には、庁舎等の維持管理費や公用車の購入及び入札の執行管理に要する費用や団地内公園遊具の改修工事費を計上いたしました。

企画費には、地域おこし協力隊や集落支援員の活動費、ふるさと納税推進事業費及び丹南広域組合などの負担金を計上するとともに、第３次総合振興計画の策定委託料や若者のまちづくり活動を支援する補助金を計上いたしました。

また、情報通信施設関連では、行政情報通信ネットワーク機器などの維持管理費及び町民の利便性向上を図るため、町公式ＬＩＮＥ情報配信システムの拡張費用を計上いたしました。

公共交通関連では、コミュニティバスとデマンドタクシーの運行経費や生活交通路線維持支援補助金及び高校生の通学支援補助金などを計上いたしました。

自治振興費には、区長会事務委託料などの区長会運営費のほか、各コミュニティセンターの管理運営費や地域コミュニティ運営委員会の活動を支援するための交

付金及び朝日地区のコミュニティ活動の拠点となる地域交流施設の整備費を計上しました。

交通安全対策費には、交通指導や普及開発費を、安全・安心なまちづくり費には防犯隊員の活動費や防犯灯の維持管理費のほか、防犯灯の設置やＬＥＤ化に対する補助金を計上いたしました。

男女共同参画費には、男女共同参画ネットワーク補助金などの啓発活動費を計上いたしました。

徴税費の税務総務費には、標準宅地時点修正や固定資産評価基図更新委託料などを、賦課徴収費には、税滞納管理や住民税課税支援システムなどの使用料を計上いたしました。

戸籍住民基本台帳費には、戸籍電算システムの改修費や個人番号カードの普及促進に向け、発行事務に要する費用を計上いたしました。

選挙費には、選挙管理委員会費及び町長・町議会議員選挙の執行経費を、統計調査費には農林業センサス費などを計上いたしました。

次に、民生費では、社会福祉費の社会福祉総務費に重度障害者医療費や障害福祉サービス費、障害児施設給付費のほか、社会福祉協議会及びシルバー人材センターの運営補助金や社会福祉団体への活動支援補助金に加え、物価高騰により家計への影響が大きい低所得世帯等を支援するための給付金を計上いたしました。

老人福祉費には、養護老人ホーム入所措置委託料などの生活介護支援費及び要介護老人等介護用品支給費を計上するとともに、各デイサービスセンターの改修工事費を計上いたしました。

後期高齢者医療事業費には、後期高齢者医療広域連合負担金を計上いたしました。

社会福祉施設費には、老人福祉センター「幸若苑」、老人憩いの家「陶寿園」及び越前地域福祉センターの指定管理委託料を計上いたしました。

児童福祉費の児童福祉総務費には、病児、病後児の保育委託料や高校３年生相当までの医療費を助成する子ども医療費のほか、新婚世帯の住居費等を支援する結婚新生活支援事業補助金及び第３子以降の出産に３０万円を支給する出産育児祝金を計上いたしました。

母子父子福祉費には、母子及び父子家庭の医療費やひとり親家庭の子どもの習い事を支援するための補助金を計上いたしました。

保育所費には、直営４保育所の管理運営費や指定管理３保育所の指定管理委託料及び私立５保育所等の運営委託料を計上いたしました。

児童館費には、児童館と放課後児童クラブの管理運営費を、子育て支援センター費には、子育て支援センターの管理運営費及び私立保育所等に対する子育て支援センター事業補助金を、児童措置費には、本年１０月分から支給対象を高校生相当まで拡充する児童手当の経費を計上いたしました。

次に、衛生費では、保健衛生費の予防費に各種予防接種や健診等の委託料及び後期高齢者の脳ドックの受診に係る助成費を計上いたしました。

母子衛生費には、妊婦・乳児一般健診委託料や特定不妊治療助成事業補助金及び未熟児療養医療給付費を計上するとともに、妊婦や子育て世帯への応援給付金やゼロ歳児の育児を支援する育児用品支給費を計上いたしました。

環境衛生費には、鯖江広域衛生施設組合負担金を、保健センター費には、織田保健福祉センター及び朝日保健センターの指定管理委託料や改修工事費を計上いたしました。

清掃費の塵芥処理費には、ごみ分別収集運搬などのごみ処理費や越前海岸の環境

保全を図る海岸漂着物回収処理委託料を計上いたしました。

次に、労働費では、労働諸費に若者の移住・定住の促進を図るため、UIターン者の移住就職支援金や地元大学等卒業生の県内の就職に対し、奨励金を計上いたしました。

次に、農林水産業費では、農業費の農業委員会費に農業委員会の事務費を計上いたしました。農業振興費には、農地の保全管理と農業生産維持のため、中山間地域等直接支払や多面的機能支払交付金事業補助金及び中山間総合対策支援事業補助金を計上するとともに、越前水仙の生産支援事業補助金及び有害鳥獣被害の対策に係る補助金を、また、園芸産地の育成支援のため、儲かるふくい型農業総合支援事業補助金を計上いたしました。

農地費には、土地改良施設の維持管理費のほか、甕谷排水機場整備や高山揚水機場整備及び八田地区の県営防災ダム整備に係る負担金を計上いたしました。

林業費の林業振興費には、森林環境保全のための直接支援事業補助金や作業道整備などの地域活動支援事業補助金を、林業構造改善費には林道施設の維持補修費を計上いたしました。

水産業費の水産業振興費には、小学生等の漁業への関心を深める担い手育成推進事業やアカガレイとズワイガニの漁獲量増加を図る海底耕うん事業費を計上いたしました。

次に、商工費では、商工業振興費に商店街の経営支援と商工業の活力再生のための町商工会補助金のほか越前焼産地の振興のため、販路拡大を支援する振興補助金や後継者の育成を図る伝統工芸職人塾の補助金を計上いたしました。

観光費には、観光誘客戦略事業などに取り組む越前町観光連盟に対する補助金及び4地区の祭り開催を支援するため、実行委員会への補助金を計上するとともに、北陸新幹線の開業に併せ、観光客に訪れていただくための2次交通対策として、定額タクシー運行費や多様な宿泊施設の整備を支援する補助金を計上いたしました。

観光施設費には、泰澄の杜などの指定管理委託料や観光施設の管理運営費及び悠久ロマンの杜の利用者増加を図るため、新たにキャンプ場を整備する費用を計上いたしました。

管理公社費には、福井総合植物園など各施設の修繕工事費及び管理公社運営補助金を計上いたしました。

次に、土木費では、道路橋りょう費の道路橋りょう維持費に町単独の維持補修工事費及び消雪設備管理委託料など、町道の維持管理費を計上いたしました。また、橋梁やトンネルなどの長寿命化を図るための定期点検委託料を計上いたしました。

道路橋りょう新設改良費には、社会資本整備総合交付金事業として、宝泉寺グラウンド線の道路新設や上野蟬口線の道路拡幅に係る工事費などを計上いたしました。

除雪費には、除雪機械の維持管理費や除雪業務委託料及び除雪活動を支援するため、除雪機械の購入補助金を計上いたしました。また、11トン級除雪ドーザーの購入費を計上いたしました。

河川費の河川総務費には河川改修工事費を、砂防費には急傾斜地崩壊対策や河川の浚渫に係る工事費を計上しました。

都市計画費の都市計画総務費には、各審議会の会議費や福井の伝統的民家の活用推進を図るための補助金を計上いたしました。

住宅費の住宅管理費には、町営住宅の維持管理費及び老朽化した町営住宅の解体

工事費や借地整理のための土地調査委託料を計上しました。また、若者の住宅取得を最大１６０万円支援する持ち家住宅建設促進助成金に加えて、新たに旧耐震住宅の建て替えを最大１４０万円支援する補助金やブロック塀等の除却、建て替えの支援など耐震への備えの予算を拡充しました。今年度からは奨学金の貸与を受けて、大学等を卒業した町民に対して、年間２０万円を上限に最大１００万円を支援する奨学金の返還補助金を計上いたしました。このほか、空き家・空き地の流通を図る情報バンク奨励金など、空き家の利活用や除却を促進する総合的な空き家対策費を計上いたしました。

次に、消防費では、常備消防費に鯖江・丹生消防組合分担金を、消防防災施設費には自主防災組織への資材購入補助金を、災害対策費には総合防災訓練や防災士養成のほか、孤立集落発生予防のための沿道林事前伐採に要する経費及び災害時の避難生活に必要な備蓄物資購入費や災害時の被災調査を行うドローン購入費を計上いたしました。

次に、教育費では、教育総務費の事務局費に不登校・いじめ問題の対応や中高一貫教育の充実のための指導主事の加配、教育相談に係る経費のほか、小・中学校及び部活動のスクールバス運行やＩＣＴ教育をサポートするための費用を計上いたしました。また、教員の業務負担を軽減する校務支援システム使用料及び丹生高校育成事業負担金を計上いたしました。

小学校費の学校管理費には各小学校の施設、設備等の維持管理費や改修工事費を計上いたしました。また、小学校再編を推進するに当たり、再編対象校における必要経費を計上いたしました。

教育振興費には、児童の学校生活を支援する生活支援員、通級指導や複式学級講師、医療的ケアを行う看護師などに加えて、特別支援教育の充実のため専門員の経費を計上いたしました。また、英語に親しむ活動指導講師の派遣委託料を計上いたしました。

中学校費の学校管理費には、各中学校の施設、設備等の維持管理費や改修工事費を計上いたしました。

教育振興費には、生徒の学校生活を支援する生活支援員、通級指導や中高一貫教育の指導講師及び教育相談に対応するスクールカウンセラーの配置に係る経費を計上いたしました。

社会教育費の社会教育総務費には、はたちのつどいや蟹と水仙の文学コンクールの開催費及び社会教育活動団体や音楽祭実行委員会などへの補助金を計上いたしました。

生涯学習センター費には、各施設の管理運営費、各種講座開催費及び地区文化祭や子どもふるさと交流学習事業の補助金を計上いたしました。

国際交流費には、みやま市との児童交流費や国際交流事業補助金及び外国人高度人材の本町への移住・定住を推進するための経費を計上いたしました。

図書館費には、図書館システムなど施設の管理運営費や図書購入費を、資料館費には、文化歴史館の空調機器改修工事費や特別展開催費のほか各施設の管理運営費を、文化財保護費には、重要文化的景観整備計画の策定委託料を計上いたしました。

保健体育費の保健体育総務費には、ホッケー競技力の向上のため、町ホッケー協会などへの補助金のほか、生涯スポーツの振興のため、全国大会等への出場に係る激励金や町スポーツ協会及び少年団などのスポーツ団体等への補助金を計上いたしました。

体育施設費には、県立ホッケー場管理棟の改修工事費のほか、各施設の維持管理費を計上いたしました。

学校給食費の給食総務費には、給食調理業務委託料や賄材料費のほか、施設の維持管理費を計上いたしました。また、子育てを支援するため、町内児童・生徒の給食費を完全無償化いたしました。

次に、公債費では、公債費に定時償還元金及び利子や町債の繰上償還に係る元金を計上いたしました。

最後に諸支出金では、基金費の財政調整基金費から地域振興基金費まで各基金の運用利子の積立金を、ふるさと再生基金費にはふるさと納税寄附金に係る積立金を計上いたしました。

歳出予算の主な内容説明は以上でございます。

続きまして、歳入の主な内容を申し上げます。

まず、町税につきましては町民税、固定資産税及び入湯税では前年度より減収を、軽自動車税及びたばこ税では増収を見込み計上いたしました。

地方譲与税及び利子割交付金ほか各種交付金につきましては、収入見込額の範囲内でそれぞれ計上いたしました。

地方交付税のうち普通交付税につきましては、国の地方財政計画を踏まえた試算により増収を見込み、計上いたしました。

分担金及び負担金のうち教育費負担金については、学校給食費の完全無償化により減収とし、使用料及び手数料、国県支出金及び財産収入につきましては、それぞれ各事務事業費に充てる財源を見込み、計上いたしました。

寄附金については、ふるさと納税によるふるさと再生寄附金を計上いたしました。

繰入金については、収支の財源不足を補うための財政調整基金繰入金やふるさと再生に資する事業の財源としてふるさと再生基金繰入金を、また繰上償還の財源として減債基金繰入金を計上いたしました。

繰越金につきましては、前年度収支見込みにより一般財源の留保見込額の範囲内で計上いたしました。

諸収入については、延滞金、貸付金元利収入、受託事業収入及び雑入をそれぞれ計上いたしました。

最後に、町債につきましては、合併特例債として地域交流施設整備事業債を、過疎債として越前地区のソフト事業に充てる過疎地域持続的発展特別事業債などを、辺地債として入尾・笈松地区における悠久ロマンの杜改修事業債を、公共施設等適正管理債として道路維持補修事業債などを、脱炭素化推進事業債として防犯灯改修事業債などを計上いたしました。

また、臨時財政対策債は発行可能額を試算し、その範囲内で計上いたしました。

以上、令和6年度越前町一般会計予算の提案理由とさせていただきますので、何とぞ慎重なご審議の上、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木一郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時10分から本会議を再開しますので、定刻までにご参集ください。

休憩　　午前11時02分

再開　　午前11時10分

○議長（佐々木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 39 議案第 30 号 令和 6 年度越前町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 40 議案第 31 号 令和 6 年度越前町介護保険事業特別会計予算
日程第 41 議案第 32 号 令和 6 年度越前町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 42 議案第 33 号 令和 6 年度越前町温泉事業特別会計予算
日程第 43 議案第 34 号 令和 6 年度越前町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
日程第 44 議案第 35 号 令和 6 年度越前町土地区画整理事業特別会計予算

○議長（佐々木一郎君） 日程第 39 議案第 30 号 令和 6 年度越前町国民健康保険事業特別会計予算から日程第 44 議案第 35 号 令和 6 年度越前町土地区画整理事業特別会計予算までの 6 議案を一括して議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 議案第 30 号から議案第 35 号までの特別会計予算 6 議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議案第 30 号 令和 6 年度越前町国民健康保険事業特別会計予算は、予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 9,588 万 4,000 円と定めるものです。

歳出につきましては、過去 3 か年の保険給付費実績による平均額に医療費の伸び率を見込んで算出した額を計上いたしました。

また、国民健康保険加入者の方から納めていただいた国民健康保険税を主財源として、福井県へ納付する国民健康保険事業費納付金などの経費を計上いたしました。

歳入につきましては、保険税、県支出金などのほか、一般会計からの繰入金を計上し、予算を編成いたしました。

次に、議案第 31 号 令和 6 年度越前町介護保険事業特別会計予算は、予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 4,437 万 2,000 円、保険事業勘定 23 億 4,101 万 3,000 円、介護サービス事業勘定 335 万 9,000 円と定めるものです。

保険事業勘定の歳出につきましては、保険給付費のほか、介護予防・生活支援サービス事業に係る地域支援事業費などを計上いたしました。

歳入につきましては、第 1 号被保険者保険料のほか、国県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金を計上いたしました。

また、介護サービス事業勘定につきましては、歳出に介護予防支援事業に係る経費を、歳入に介護予防サービス計画費収入を計上し、予算を編成いたしました。

次に、議案第 32 号 令和 6 年度越前町後期高齢者医療事業特別会計予算は、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4,479 万 3,000 円と定めるものです。

歳出につきましては、後期高齢者医療保険料を主財源として、福井県後期高齢者医療広域連合納付金などの経費を計上いたしました。

歳入につきましては、福井県後期高齢者医療広域連合が試算した後期高齢者医療保険料並びに一般会計繰入金などを計上し、予算を編成いたしました。

次に、議案第 33 号 令和 6 年度越前町温泉事業特別会計予算は、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,123 万 1,000 円と定めるものです。

歳出につきましては、施設管理費において越前地区温泉３施設と花みずき温泉、合わせて４施設の維持管理費などを計上いたしました。

歳入につきましては、前年度実績により試算した温泉使用料を計上し、不足額につきましては一般会計繰入金を計上し、予算を編成いたしました。

次に、議案第３４号 令和６年度越前町農林漁業体験実習館事業特別会計予算は、予算の総額を歳入歳出それぞれ２，６６３万５，０００円と定めるものです。

歳出につきましては、会計年度任用職員の人件費や入湯税など施設維持管理費を計上いたしました。

歳入につきましては、使用料などをそれぞれ計上し、不足額につきましては一般会計繰入金を計上し、予算を編成いたしました。

最後に、議案第３５号 令和６年度越前町土地区画整理事業特別会計予算は、予算の総額を歳入歳出それぞれ３万７，０００円と定めるものです。

歳出につきましては、長割土地区画整理事業として、地権者会議などに係る経費を計上いたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金を計上し、予算を編成いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第４５ 議案第３６号 令和６年度越前町水道事業会計予算

日程第４６ 議案第３７号 令和６年度越前町下水道事業会計予算

日程第４７ 議案第３８号 令和６年度越前町国民健康保険病院事業会計予算

○議長（佐々木一郎君） 日程第４５ 議案第３６号 令和６年度越前町水道事業会計予算から日程第４７ 議案第３８号 令和６年度越前町国民健康保険病院事業会計予算までの３議案を一括して議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（青柳良彦君）登壇

○町長（青柳良彦君） 議案第３６号から議案第３８号の事業会計予算３議案について、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議案第３６号 令和６年度越前町水道事業会計予算は収益的収入の予定額を５億８，１３８万円に、収益的支出の予定額を５億８，４６７万９，０００円と定めるものです。また、資本的収入の予定額を２億３，７７８万２，０００円に、資本的支出の予定額を３億９，２０６万４，０００円と定めるものです。

なお、資本的収入が資本的支出に対する不足額１億５，４２８万２，０００円につきましては、令和５年度簡易水道事業特別会計からの引継金と損益勘定留保資金で補填するものです。

収益的支出につきましては、営業費用に職員の人件費のほか、県水の受水費、浄水場や配水場の維持管理に要する費用などを計上いたしました。

また、営業外費用には、企業債利息、消費税納付金及びその他特別損失を計上いたしました。

収益的収入につきましては、営業収益に前年度実績により試算した水道使用料を計上し、営業外収益には他会計繰入金及び長期前受金戻入などを計上いたしました。

次に、資本的支出では、建設改良費に施設機器更新、改修工事の工事請負費などを計上し、企業債償還金には定時償還元金を計上いたしました。

資本的収入につきましては、企業債のほか水道加入金及び他会計負担金などを計上いたしました。

次に、議案第37号 令和6年度越前町下水道事業会計予算は収益的収入の予定額を10億3,533万3,000円に、収益的支出の予定額を10億3,449万2,000円と定めるものです。また、資本的収入の予定額を7,883万8,000円に、資本的支出の予定額を2億9,845万5,000円と定めるものです。

なお、資本的収入が資本的支出に対する不足額2億1,961万7,000円につきましては、令和5年度公共下水道事業及び集落排水事業特別会計からの引継金と損益勘定留保資金で補填するものです。

収益的支出につきましては、営業費用に職員の人件費のほか、管渠や処理場の維持管理に要する費用などを計上いたしました。

また、営業外費用には企業債利息、消費税納付金及びその他特別損失を計上いたしました。

収益的収入につきましては、営業収益に前年度実績により試算した下水道使用料を計上し、営業外収益には他会計繰入金及び長期前受金戻入などを計上いたしました。

次に、資本的支出では、建設改良費には施設機器更新、改修工事の工事請負費などを計上し、企業債償還金には定時償還元金を計上いたしました。

資本的収入につきましては、企業債のほか受益者負担金及び他会計負担金などを計上いたしました。

最後に、議案第38号 令和6年度越前町国民健康保険病院事業会計予算は年間業務の予定量を入院患者数1万7,703人、外来患者数5万1,275人と見込み、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ1億4,774万4,000円と定めるものです。

また、資本的収入の予定額を1億2,171万3,000円に、資本的支出の予定額を1億9,535万9,000円と定めるものです。

なお、資本的収入が資本的支出に対する不足額7,364万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

収益的支出につきましては、医業費用に指定管理交付金及び減価償却費を計上いたしました。

また、医業外費用には企業債の利息償還金を計上いたしました。

収益的収入につきましては、医業外収益として他会計負担金及び長期前受金戻入などを計上いたしました。

次に、資本的支出では、建設改良費に高圧蒸気滅菌装置等の医療機器の整備費及び医療ガス供給設備改修工事費を計上いたしました。

企業債償還金には企業債の元金償還金を、一般短期貸付金には指定管理者運転資金貸付金を計上いたしました。

資本的収入につきましては、他会計負担金及び指定管理者運転資金貸付金償還金を計上いたしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木一郎君） お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐々木一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会いたします。

なお、午後1時から全員協議会を開催しますので、全員協議会室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時22分